

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成21年12月25日提出

【計算期間】 第4特定期間（自 平成21年3月28日 至 平成21年9月28日）

【ファンド名】 アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）

【発行者名】 ベアリング投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉武 隆夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 青木 賢次

【連絡場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

【電話番号】 03-3501-6027

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、主としてアジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行うことを基本とします。

###### ファンドの信託金の限度額

委託会社は5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。また受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/海外/株式」に分類されます。当ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合 （ ）

###### 商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	日本		( )
大型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	
中小型株	年6回	欧州		なし
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性	( )	(中東)		
( )		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(株式一般))				
資産複合				
( )				

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

### ファンドの特色

1. 主としてアジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。
2. ボトムアップ・アプローチの運用手法を基本として、国境を越えた成長銘柄の選択に重点を置いたアクティブ運用を行います。

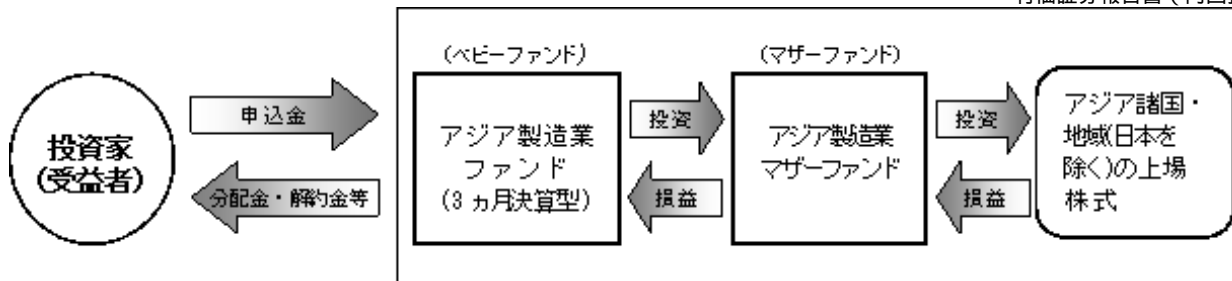
主要投資対象国・地域：韓国、中国、香港、フィリピン、台湾、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、インド

3. 明確かつ一貫した戦略ビジョンがある企業を発掘します。たとえば、以下のような点に注目します。
  - ・グローバルなリーダー企業
  - ・ニッチ市場への特化
  - ・事業再構築への注力
  - ・低コストでの生産能力
  - ・高いマーケットシェア
4. マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入率を引き下げることがあります。
5. 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建資産について円に対する為替ヘッジは行いません。
6. 年4回の決算日に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含む）等の全額を分配対象額の範囲とし、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
7. ファミリーファンド方式で運用を行います。

#### [ファミリーファンド方式について]

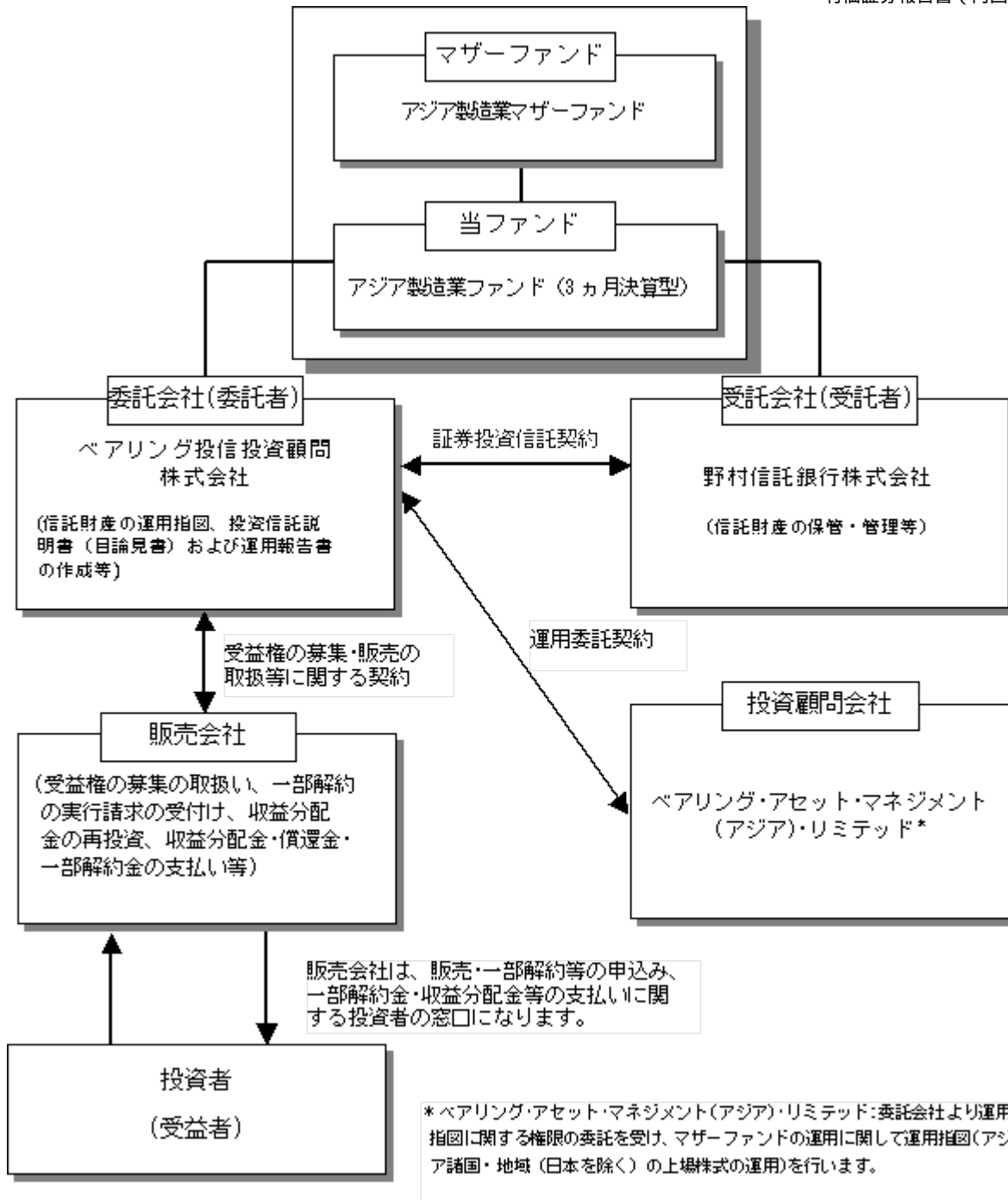
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



- 8．マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。  
 ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドは、英国ロンドンを本拠地として200年以上の歴史と伝統を有し、世界主要市場に展開する運用会社であるベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港運用拠点です。  
 ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドは、1976年に香港拠点開設以来、アジア株式市場において長期にわたる運用実績と高い運用能力ならびにトレーディング能力を有しており、運用の効率化の観点から、委託会社はマザーファンドの運用指図に関する権限を同社に委託しております。
- 9．市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、前記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みと関係法人の役割



ファンドの関係法人および関係業務は次のとおりです。

1. ベアリング投信投資顧問株式会社（「委託会社」、「委託者」）  
信託約款（以下「約款」といいます。）、有価証券届出書および有価証券報告書の作成、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等の業務を行います。
2. 野村信託銀行株式会社（「受託会社」、「受託者」）  
信託財産の保管・管理、信託財産の計算、設定された受益権の振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指示および連絡等の業務を行います。
3. 販売会社  
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いの取扱い、所得税および地方税の源泉徴収、運用報告書の受益者への交付等の業務を行います。
4. ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド（「投資顧問会社」）  
委託会社との運用委託契約に基づき、マザーファンドの運用に関して運用指図を行います。

## 委託会社等の概況

## 1．資本金の額

平成21年9月末現在 資本金 2億5,000万円  
直近5カ年の資本金の変動はありません。

## 2．委託会社の沿革

昭和57年1月 ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメン  
ト社東京駐在員事務所開設

昭和61年1月 日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マ  
ネジメント・ジャパン株式会社設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

昭和62年6月 投資一任契約業認可取得

平成7年1月 ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を  
変更

平成7年9月 ベアリング投信株式会社に商号を変更

平成7年11月 投資信託委託業認可取得

平成11年4月 ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成19年9月 投資助言・代理業、投資運用業登録

平成21年6月 第二種金融商品取引業登録

## 3．大株主の状況

(平成21年9月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネ ジメント（アジア）ホール ディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、アジア製造業マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行います。

#### 運用方法

##### 1．投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### 2．投資態度

1) 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

2) また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カントリーファンド等に投資する事もあります。

3) アジア製造業マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

4) マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド

19th Floor Edinburgh Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong

5) 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

### (2)【投資対象】

#### 有価証券（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．コマーシャル・ペーパー

7．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1．から前7．までの証券または証書の性質を有するもの

9．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10．外国法人が発行する譲渡性預金証書

11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書および8.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、15.の証券および16.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この において同じ。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第16条第3項）

### (3)【運用体制】

当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港拠点であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに委託します。

委託会社はベアリング・アセット・マネジメント・グループ全体で運用を行うグローバルな運用体制を敷いています。ロンドン、ボストン、香港、東京の4ヶ所の主要運用拠点に、ファンド・マネジャー、アナリスト、トレーダーといった総勢100名程度の運用プロフェッショナルを配置しています。

運用モニタリングに関しては、委託会社の業務管理部(5名程度)において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部(2名程度)において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的開催される運用審査委員会およびリスク管理委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

### <ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織>



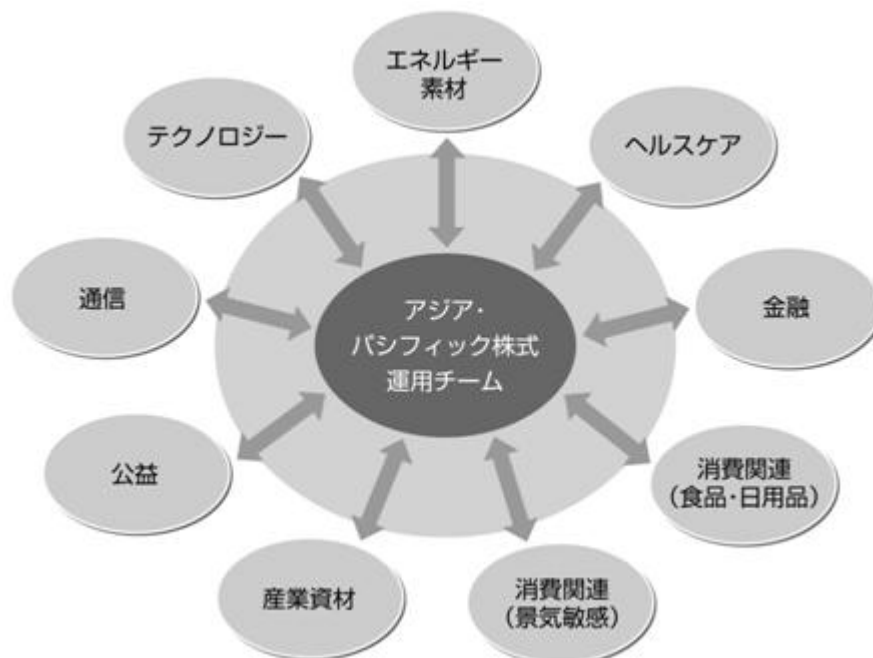
また、各地域別株式運用チームのメンバーは産業ごとに9つに分かれたグローバル・セクター・チームを結成しており、各産業の動向をグローバルに調査・分析しています。

#### ・香港を拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用

平均運用経験12年の運用実績を有する8名のファンド・マネジャーおよび4名のアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。

#### ・ベアリング・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制

製造業に属するアジアの企業は輸出型が多く、海外市場での売上動向や競合相手の分析が不可欠です。香港のほか、ロンドン、ボストン、東京の調査・運用力を結集したグローバル・セクター・チームは、グローバルな視点から同業種内の企業の比較・分析を横断的に実施しています。



平成21年11月末日現在

#### (4) 【分配方針】

収益分配は、原則として年4回の毎決算時（3月、6月、9月、12月の各27日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づき行います。（約款「運用の基本方針」）

1. 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等、を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。(約款第42条)

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

#### (5)【投資制限】

投資する株式等の範囲(約款第19条第1項)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場または登録予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずるものとして米国店頭市場(NASDAQ)において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

投資する公社債の範囲(約款第23条)

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。))をいいます。以下同じ。)外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

株式への投資制限(約款「運用の基本方針」)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(約款「運用の基本方針」および第16条第5項)

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等への投資制限(約款「運用の基本方針」および第20条)

1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

2. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第25条第1項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限（約款「運用の基本方針」および第16条第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産の実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用取引の指図範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 前項の信用取引の指図は、次の1)から6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1)から6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2) 株式分割により取得する株券

3) 有償増資により取得する株券

4) 売り出しにより取得する株券

5) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））により取得可能な株券

6) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下

同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものと(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

- 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額(以下本2)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。

- 3．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額との総額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4．前記においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- 6．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1）および2）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

- 2）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- 2．前1項の1）および2）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- 3．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第35条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2．前1項の資金借入額は、次の1）、2）および3）に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1）一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

- 2）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

- 3）借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

- 3．前2項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券または証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<ご参考>

「株式投資信託 アジア製造業マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

## 1．基本方針

この投資信託は、アジア諸国(日本を除く)の株式への投資により信託財産の成長をはかる事を目標として、積極的な運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

アジア諸国(日本を除く)の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR(預託証券)、カントリーファンド等に投資する事もあります。

### (2) 投資態度

アジア諸国(日本を除く)の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

銘柄選択にあたっては、ボトムアップアプローチを基本とし、運用者が取捨選択を行い、割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。株式の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

## 3. 投資制限

- ・ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において純資産総額の20%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ・ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。

## 3【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンドを通じてアジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式など価格の変動する有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。したがってご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ご投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

#### 株式の価格変動リスク

当ファンドは株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は発行企業の業績、所属国・地域および世界の政治・経済情勢、市場の需給を反映して変動します。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

#### 信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行企業が業績悪化、経営不振、倒産等に陥った場合には、その影響を受けて当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

#### 為替変動リスク

外国の株式等に投資を行いますので、外国為替相場の変動を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

#### カントリー・リスク

当ファンドはアジア諸国・地域（日本を除く）の株式市場に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。

- ・ 当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・ 投資先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合、一般に先進国と比べて市場規模が小さいこと、また特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定されます。

#### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### その他のリスク

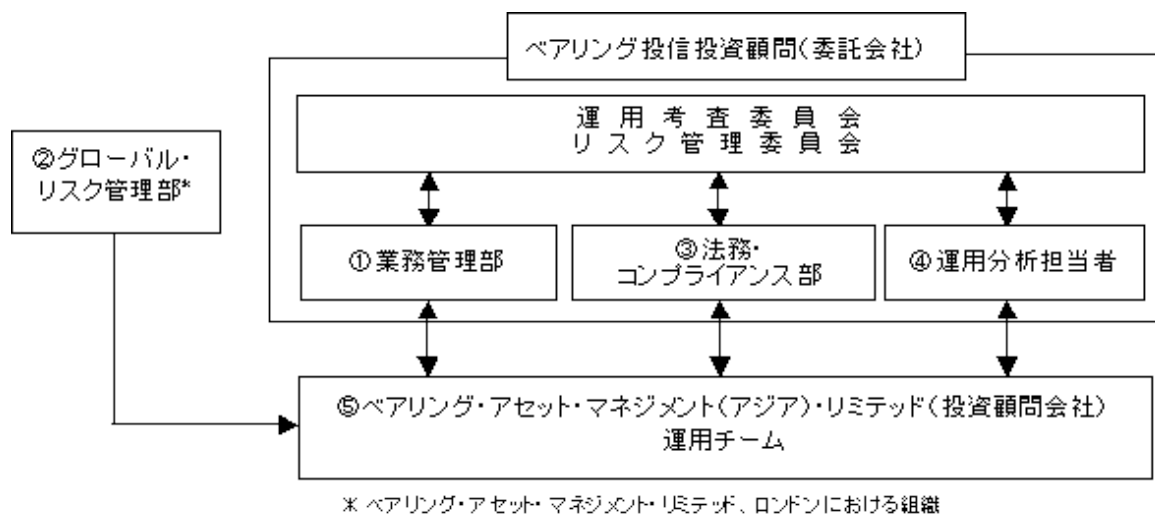
市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。なお、当ファンドの資産規模によっては、当ファンドの投資方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、ならびにすでに受付けした取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

## (2) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプ

ライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。



#### 業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

#### グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、ロンドン）

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

#### 法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

#### 運用分析担当者（委託会社）

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用審査委員会およびリスク管理委員会に報告します。

#### 運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（投資顧問会社））

運用チームは上記、およびの報告、助言を受けて、必要に応じて、ポートフォリオの改善を行います。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問合わせください。

なお、下記にてご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ：<http://www.baring-asset.co.jp/>

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.68%（税抜1.60%）の率を乗じて得た金額とし、その配分は次の通りです。（約款第41条第1項）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
50億円未満の部分	年0.84% （税抜0.80%）	年0.735% （税抜0.70%）	年0.105% （税抜0.10%）	年1.68% （税抜1.60%）
50億円以上の部分	年0.8505% （税抜0.81%）	年0.735% （税抜0.70%）	年0.0945% （税抜0.09%）	年1.68% （税抜1.60%）

なお、委託会社の報酬には、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの投資顧問会社（ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド）への運用報酬が含まれ、その報酬額は、純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	投資顧問会社
50億円未満の部分	年0.385%
50億円以上300億円以下の部分	年0.390%
300億円超の部分	年0.3925%

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。（約款第41条第2項）

前記の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。（約款第41条第3項）

## (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。（約款第40条第1項）

信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額（以下「監査費用等」といいます。）は、信託期間を通じて、原則として純資産総額に対し年率0.005%（税込）を乗じて得た金額（年間360万円を上限とします。ただし、年間60万円に満たない場合は、年間60万円を上限として別途決定します。）が毎日計算され信託財産に計上されます。その支払いは毎年3月27日および9月27日（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引にかかる手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用等を除く「その他の手数料等」については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドはアジア製造業マザーファンド受益証券を主要投資対象としていますが、当該マザーファンドでは信託報酬および監査費用はかかりません。監査費用以外の「その他の手数料等」の大部分は当該マザーファンドにおいて発生しております。

上記(1)～(4)の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じ  
て異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

取得元本（個別元本）の額

追加型株式投資信託の取得元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個  
別元本方式により計算されます。

個別元本については下記によります。

- 1．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手  
数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う  
つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算  
出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支  
店毎に、個別元本の算出が行われる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- 4．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控  
除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の 収  
益分配金の内訳けをご参照ください。）

収益分配金の内訳け（「普通分配金」と「特別分配金」）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分  
配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受  
け取る際、1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または上回っている場  
合には、当該収益分配金の全額が「普通配当金」となり、2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該  
受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「特別分配金」となり、当該収益分  
配金から当該特別分配金を控除した額が「普通分配金」となります。3．受益者が特別分配金を受け  
取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受  
益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

#### < 個人の受益者に対する課税 >

##### 1．収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日ま  
では軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわ  
れます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできま  
す。

上記10%の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定  
です。

##### 2．一部解約時および償還時の差益

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得とみなして、平成23年12月31日  
までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の  
対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を  
選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれま  
す。

上記10%の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定  
です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能です。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。

上記7%の税率は、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドには益金不算入制度の適用はありません。

- （注1）販売会社によっては特定口座の取扱いがない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- （注2）この課税上の取扱いは証券税制の一部に関する一般的な説明であり、税法が改正された場合等には変更となる場合があります。実際の課税の詳細については税務署あるいは税理士等の専門家にご確認ください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成21年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,270,430,804	100.30
その他の資産		6,747,907	0.30
合計（純資産総額）		2,263,682,897	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)マザーファンドの投資状況

「アジア製造業マザーファンド」

(平成21年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	香港	4,776,010,477	37.43
	韓国	3,270,572,690	25.63
	台湾	2,647,896,575	20.75
	シンガポール	760,627,411	5.96
	インドネシア	586,517,868	4.60
	タイ	169,715,250	1.33
	マレーシア	138,536,342	1.09
	中国	81,643,028	0.64
小計		12,431,519,641	97.41
その他の資産		330,019,764	2.59
合計（純資産総額）		12,761,539,405	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年11月30日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	時価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	アジア製造業マ ザーファンド	3,698,372,381	0.6229	2,304,015,783	0.6139	2,270,430,804	100.30

投資有価証券の種類別投資比率

(平成21年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.30

## (参考)「アジア製造業マザーファンド」の投資有価証券の主要銘柄

(平成21年11月30日現在)

順位	銘柄	国名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	半導体・半導体製造装置	15,857	46,939.98	744,327,347	53,257.59	844,505,763	6.62
2	POSCO	韓国	素材	12,504	30,440.44	380,627,339	41,364.39	517,220,457	4.05
3	CNOOC LTD	香港	エネルギー	3,199,000	97.06	310,507,452	131.93	422,063,264	3.31
4	HYNIX SEMICONDUCTOR INC	韓国	半導体・半導体製造装置	299,400	1,344.23	402,464,664	1,380.06	413,189,964	3.24
5	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	香港	エネルギー	955,000	247.28	236,156,961	411.04	392,543,200	3.08
6	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	904,527	228.12	206,349,383	363.14	328,478,980	2.57
7	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	香港	素材	2,217,000	114.21	253,203,723	146.49	324,781,632	2.55
8	FAR EASTERN TEXTILE	台湾	資本財	3,129,260	78.76	246,470,531	100.87	315,664,102	2.47
9	UNITED MICROELECTRONICS CORP	台湾	半導体・半導体製造装置	6,593,000	39.89	263,002,706	41.96	276,668,652	2.17
10	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	台湾	素材	893,000	289.13	258,195,814	277.07	247,423,510	1.94
11	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	香港	素材	2,674,000	71.64	191,585,809	90.94	243,184,256	1.91
12	POWERTECH TECHNOLOGY INC	台湾	半導体・半導体製造装置	1,010,050	218.82	221,023,700	237.25	239,642,442	1.88
13	PETROCHINA CO LTD-H	香港	エネルギー	2,228,000	75.04	167,189,120	105.16	234,314,304	1.84
14	HYUNDAI MOTOR CO	韓国	自動車・自動車部品	32,596	4,608.87	150,230,948	7,076.07	230,651,903	1.81
15	CHINA MENGNIU DAIRY CO	香港	食品・飲料・タバコ	879,000	176.66	155,287,488	257.60	226,430,400	1.77
16	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	香港	半導体・半導体製造装置	328,800	362.74	119,269,002	687.12	225,925,056	1.77
17	DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	香港	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,252,000	68.52	154,313,625	94.41	212,624,832	1.67
18	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	香港	資本財	5,924,400	24.11	142,886,419	35.50	210,339,897	1.65
19	ACER INC	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	968,000	213.88	207,037,679	213.85	207,011,640	1.62
20	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	香港	素材	968,000	202.60	196,123,584	210.11	203,388,416	1.59

21	FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	676,000	302.64	204,588,348	298.59	201,846,840	1.58
22	CHINA NATIONAL MATERIALS - H	香港	素材	3,005,000	49.05	147,413,280	63.05	189,483,280	1.48
23	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	香港	エネルギー	2,502,000	56.78	142,073,568	71.12	177,942,240	1.39
24	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	香港	耐久消費財・アパレル	2,396,500	69.18	165,793,382	70.67	169,365,448	1.33
25	PTT EXPLORATION & PROD-FOR	タイ	エネルギー	510,000	259.69	132,444,450	332.77	169,715,250	1.33
26	SILICONWARE PRECISION INDS	台湾	半導体・半導体製造装置	1,492,000	111.66	166,599,554	112.98	168,566,160	1.32
27	LG CHEM LTD	韓国	素材	11,191	10,369.29	116,042,831	14,960.00	167,417,360	1.31
28	ASIA CEMENT CORP	台湾	素材	1,813,500	91.89	166,643,240	91.32	165,618,794	1.30
29	SINOPHARM GROUP CO-H	香港	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	560,400	225.74	126,506,515	288.96	161,933,184	1.27
30	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	インドネシア	素材	639,000	114.00	72,846,367	252.96	161,641,440	1.27

(注) 評価金額については、平成21年11月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

「アジア製造業マザーファンド」の業種別投資比率（株式）

（平成21年11月30日現在）

業種	投資比率 (%)
素材	20.29
半導体・半導体製造装置	17.46
エネルギー	15.60
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.00
資本財	9.06
自動車・自動車部品	6.15
食品・飲料・タバコ	5.58
耐久消費財・アパレル	4.27
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.40
食品・生活必需品小売り	1.16
消費者サービス	1.09
運輸	1.05
公益事業	0.67
ヘルスケア機器・サービス	0.64
合計	97.41

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価評価額の比率をいいます。

投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年11月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期間	純資産総額 (百万円)	1万口当たり純資産額 (円)
第1特定期間末 (平成20年3月27日)	4,222 (4,222)	7,540 (7,540)
第2特定期間末 (平成20年9月29日)	2,454 (2,454)	5,720 (5,720)
第3特定期間末 (平成21年3月27日)	1,748 (1,748)	4,461 (4,461)
第4特定期間末 (平成21年9月28日)	2,211 (2,211)	6,014 (6,014)
平成20年11月末日	1,450	3,536
平成20年12月末日	1,564	3,854
平成21年1月末日	1,404	3,485
平成21年2月末日	1,456	3,650
平成21年3月末日	1,648	4,207
平成21年4月末日	1,868	4,759
平成21年5月末日	2,175	5,505
平成21年6月末日	2,147	5,419
平成21年7月末日	2,326	6,077
平成21年8月末日	2,252	5,947
平成21年9月末日	2,246	6,093
平成21年10月末日	2,248	6,150
平成21年11月末日	2,263	5,920

(注)カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1特定期間 (平成19年9月3日から平成20年3月27日まで)	24.6
第2特定期間 (平成20年3月28日から平成20年9月29日まで)	24.1
第3特定期間 (平成20年9月30日から平成21年3月27日まで)	22.0
第4特定期間 (平成21年3月28日から平成21年9月28日まで)	34.8

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成19年9月3日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### (1) お申込可能期間

お申込みは販売会社において、原則として継続募集期間中の委託会社の毎営業日に受付けます。ただし、香港証券取引所の休業日にはお申込みを受付けません。なお、原則として委託会社の各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。

##### (2) お申込単位・申込手数料・申込価額

お申込単位は販売会社が個別に定める単位とします。当ファンドのお申込み単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

お申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

お申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、受益者が収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

取扱いのお申込みコース、お申込単位およびお申込手数料は販売会社により異なりますので、販売会社にご確認ください。なお、下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.baring-asset.co.jp/>

##### (3) 受渡方法と受益権の帰属

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### 2【換金（解約）手続等】

##### (1) ご換金可能期間

ご換金の請求は、原則として委託会社の各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、香港証券取引所の休業日にはご換金の請求を受付けません。

##### (2) ご換金単位・価額

ご換金単位は販売会社が個別に定める単位とします。当ファンドのご換金単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。なお、下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.baring-asset.co.jp/>

ご換金価額は、ご請求申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、換金（解約）手数料および信託財産留保額はありません。

(3) お手取額

解約価額に解約口数を乗じて得た額から所得税および地方税を差引いた額となります。換金（解約）手数料はありません。

詳細は、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(4) 支払開始日

ご請求日の受付日から起算して、原則として4営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いします。

(5) 換金による振替口座簿の抹消

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 1．基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（約款第8条第2項）

当ファンドでは、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

なお、外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。（約款第8条第2項および第3項）

###### 2．基準価額の算定と公表

a．基準価額は、原則として、委託会社によって毎営業日に計算されます。

b．受益者は、委託会社および販売会社に基準価額を問い合わせることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。

##### (2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】（約款第4条）

当ファンドの信託期間は、無期限ですが、後記(5)その他 1．信託の終了の規定にしたがい信託を終了させることがあります。

##### (4)【計算期間】（約款第38条）

1．当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月28日から6月27日まで、6月28日から9月27日まで、9月28日から12月27日まで、12月28日から翌年3月27日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年9月3日より平成20年3月27日までとします。

2．前項の場合において、計算期間の最終日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始されるものとします。

##### (5)【その他】

1．信託契約の終了（約款第48条、第49条、第50条および第52条）

a．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c．委託会社は前記a．およびb．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

d．前記c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

e．前記d．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．の信託契約の解約をしません。

f．委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、か

つ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- g．前記d．からf．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記2．信託約款の変更e．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2．信託約款の変更（約款第53条および第49条）

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c．前記b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d．前記c．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e．委託会社は、当該信託約款の変更はしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記a．からe．の規定にしたがいます。

## 3．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い（約款第51条）

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 4．関係会社との契約の更改等

- a．委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（「受益権の募集・販売ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」（異なる名称で同様の権利義務を規定するものを含みます。））は、期間満了の3ヵ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、契約期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。
- b．委託会社は、「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、当ファンドが主として投資するマザーファンドについて運用指図に関する権限を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約の期間は12ヵ月で、期間満了時に自動更新されます。但し、両当事者のいずれかの当事者が1ヵ月を下らない期間において書面にて解約の通知をした場合、契約を終了する事ができます。

## 5．公告（約款第55条）

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 6．一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第33条）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

## 7．信託財産に関する報告（約款第39条）

a．受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

b．受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

## 8．受託会社による資金の立替え（約款第37条）

a．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b．信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

c．前記a．およびb．の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## 9．当初の受益者（約款第6条）

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、下記

10．により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## 10．受益権の分割および再分割（約款第7条）

a．委託会社は、信託締結日の受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど約款第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

b．委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 11．信託日時の異なる受益権の内容（約款第9条）

当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

## 12．収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責（約款第43条）

a．受託会社は、収益分配金および償還金については、約款第44条第1項、第2項および第3項にそれぞれに規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

b．受託会社は、前項の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## 13．信託約款に関する疑義の取扱い（約款第56条）

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 14．運用報告書の作成

委託会社は、3月、9月の計算期間終了日毎に期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

## 15．追加信託金等の算定

a．追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。（約款第8条第1項）

b．収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>2</sup>に応じて計算されるものとします。（約款第44条第6項）

1．「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとします。

2．「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## 16．ファンド資産の保管

信託財産に属する有価証券等資産の管理保管は、原則として受託会社が行います。この場合、信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前記ただし書きにかかわらず、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する有価証券等資産の管理保管を他の者に委任することができます。

- a. 受託会社は、信託財産の保存にかかる業務等を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができます。（約款第29条第3項）
- b. 金融機関または金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。（約款第31条）

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### A. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として計算期間の末日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

収益分配金のお支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### B. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### C. 受益権の換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

### D. 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の内容の重大な変更を伴う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。買取価格は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定による公正な価額とします。

前記の買取請求の取扱いについては、委託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

## E．帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## F．質権口に記載又は記録された受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金のお支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第3特定期間（第4期から第5期（平成20年9月30日から平成21年3月27日まで））及び第4特定期間（第6期から第7期（平成21年3月28日から平成21年9月28日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第3特定期間（第4期から第5期（平成20年9月30日から平成21年3月27日まで））及び第4特定期間（第6期から第7期（平成21年3月28日から平成21年9月28日まで））の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人により監査を受けております。
- (3) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月28日から6月27日、6月28日から9月27日、9月28日から12月27日、12月28日から翌年3月27日までとしておりますが、当該計算期間は6ヶ月未満であるため財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

## 1【財務諸表】

アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第3特定期間末 (第5期計算期間末) 平成21年 3月 27日現在	第4特定期間末 (第7期計算期間末) 平成21年 9月 28日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,755,069,967	2,221,396,916
未収入金	-	12,300,439
流動資産合計	1,755,069,967	2,233,697,355
資産合計	1,755,069,967	2,233,697,355
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	12,300,439
未払受託者報酬	378,038	593,574
未払委託者報酬	5,670,492	8,903,562
その他未払費用	300,000	300,000
流動負債合計	6,348,530	22,097,575
負債合計	6,348,530	22,097,575
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,920,142,536	3,677,342,966
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,171,421,099	1,465,743,186
元本等合計	1,748,721,437	2,211,599,780
純資産合計	1,748,721,437	2,211,599,780
負債純資産合計	1,755,069,967	2,233,697,355

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3特定期間 (第4期から第5期) 自平成20年9月30日 至平成21年3月27日	第4特定期間 (第6期から第7期) 自平成21年3月28日 至平成21年9月28日
営業収益		
有価証券売買等損益	546,383,022	629,280,670
営業収益合計	546,383,022	629,280,670
営業費用		
受託者報酬	805,951	1,139,815
委託者報酬	12,089,197	17,097,123
その他費用	300,000	300,000
営業費用合計	13,195,148	18,536,938
営業利益又は営業損失( )	559,578,170	610,743,732
経常利益又は経常損失( )	559,578,170	610,743,732
当期純利益又は当期純損失( )	559,578,170	610,743,732
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	39,149,708	26,320,933
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,835,986,848	2,171,421,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	191,334,827	208,350,959
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	191,334,827	208,350,959
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,340,616	87,095,845
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,340,616	87,095,845
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,171,421,099	1,465,743,186



<p>第5期 (自 平成20年12月30日 41,234,325 0 至 平成21年 3月27日)</p> <p>当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。</p> <p>第4期 (自 平成20年 9月30日 至 平成20年12月29日)</p> <p>計算期間末に、経費控除後の配当等収益2,055,285円(1万口当たり5.06円)、収益調整金3,717,849円(1万口当たり9.15円)及び分配準備積立金30,474,669円(1万口当たり75.05円)の分配対象収益がありますが、分配は行っておりません。</p> <p>第5期 (自 平成20年12月30日 至 平成21年 3月27日)</p> <p>計算期間末に、経費控除後の配当等収益6,234,846円(1万口当たり15.90円)、収益調整金3,647,187円(1万口当たり9.30円)及び分配準備積立金31,352,292円(1万口当たり79.97円)の分配対象収益がありますが、分配は行っておりません。</p>	<p>第7期 (自 平成21年 6月30日 72,993,279 0 至 平成21年 9月28日)</p> <p>当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。</p> <p>第6期 (自 平成21年 3月28日 至 平成21年 6月29日)</p> <p>計算期間末に、経費控除後の配当等収益16,090,898円(1万口当たり40.63円)、収益調整金4,948,865円(1万口当たり12.49円)及び分配準備積立金36,826,342円(1万口当たり92.99円)の分配対象収益がありますが、分配は行っておりません。</p> <p>第7期 (自 平成21年 6月30日 至 平成21年 9月28日)</p> <p>計算期間末に、経費控除後の配当等収益19,076,377円(1万口当たり51.87円)、収益調整金5,718,410円(1万口当たり15.55円)及び分配準備積立金48,198,492円(1万口当たり131.06円)の分配対象収益がありますが、分配は行っておりません。</p>
---	---

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第3特定期間(第4期から第5期(自 平成20年9月30日 至 平成21年3月27日))

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,755,069,967	282,063,985
合 計	1,755,069,967	282,063,985

第4特定期間(第6期から第7期(自 平成21年3月28日 至 平成21年9月28日))

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,221,396,916	233,420,033
合 計	2,221,396,916	233,420,033

## (デリバティブ取引に関する注記)

第3特定期間(第4期から第5期(自 平成20年9月30日 至 平成21年3月27日))

該当事項はありません。

第4特定期間（第6期から第7期（自平成21年3月28日 至平成21年9月28日））  
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3特定期間（第4期から第5期（自平成20年9月30日 至平成21年3月27日））  
該当事項はありません。

第4特定期間（第6期から第7期（自平成21年3月28日 至平成21年9月28日））  
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第3特定期間（第4期から第5期（自平成20年9月30日 至平成21年3月27日））  
該当事項はありません。

第4特定期間（第6期から第7期（自平成21年3月28日 至平成21年9月28日））  
該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	期別	第3特定期間末 （第5期計算期間末） 平成21年3月27日現在	第4特定期間末 （第7期計算期間末） 平成21年9月28日現在
期首元本額		4,290,014,172円	3,920,142,536円
期中追加設定元本額		10,229,139円	194,397,051円
期中一部解約元本額		380,100,775円	437,196,621円

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1．有価証券明細表

###### 1．株式

該当事項はありません。

###### 2．株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア製造業マザーファンド	3,573,101,040	2,221,396,916	-
合計	-	3,573,101,040	2,221,396,916	

##### 第2．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### <参考>

当ファンドは、「アジア製造業マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの各

特定期間末日（以下「計算期間末日」という。）および各特定期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

### アジア製造業マザーファンド

#### （１）貸借対照表

（単位：円）

項目	対象年月日	平成21年3月27日現在	平成21年9月28日現在
資産の部			
流動資産			
預金		519,505,988	133,567,385
金銭信託		439,086	298,871
コール・ローン		215,000,000	174,000,000
株式		8,870,329,565	12,713,400,517
投資証券		9,697,312	
未収入金			143,763,979
未収配当金		25,797,757	31,208,733
未収利息		294	238
流動資産合計		9,640,770,002	13,196,239,723
資産合計		9,640,770,002	13,196,239,723
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		21,699	-
未払金		132,787,962	65,445,704
未払解約金		209,131	25,611,382
流動負債合計		133,018,792	91,057,086
負債合計		133,018,792	91,057,086
純資産の部			
元本等			
元本		20,792,645,417	21,078,412,419
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		11,284,894,207	7,973,229,782
元本等合計		9,507,751,210	13,105,182,637
純資産合計		9,507,751,210	13,105,182,637
負債純資産合計		9,640,770,002	13,196,239,723

#### （２）注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

自 平成20年 9月30日 至 平成21年 3月27日	自 平成21年3月28日 至 平成21年9月28日
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法 株式、新株予約権証券及び投資証券（以下「有価証券」という。） 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>（1）外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている有価証券 原則として海外取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>（2）海外取引所に上場されていない有価証券 金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価額情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、取得価額または委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法 株式（以下「有価証券」という。） 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>（1）外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている有価証券 同左</p> <p>（2）海外取引所に上場されていない有価証券 同左</p>
<p>2．デリバティブの評価基準及び評価方法 外国為替予約取引 為替予約の評価は、個別法に基づき原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日のわが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>2．デリバティブの評価基準及び評価方法 外国為替予約取引 同左</p>
<p>3．収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p>	<p>3．収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 同左</p>

<p>4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>(2) 資産・負債の状況は、平成21年3月27日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として3月28日から翌年3月27日までとなっております。</p>	<p>4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 外貨建取引等の処理基準 同左</p> <p>(2) 資産・負債の状況は、平成21年9月28日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として3月28日から翌年3月27日までとなっております。</p>
---	--

## (貸借対照表に関する注記)

平成21年3月27日現在		平成21年9月28日現在	
1. 受益権の総数	20,792,645,417口	1. 受益権の総数	21,078,412,419口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	11,284,894,207円	2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	7,973,229,782円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4573円 (4,573円)	3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6217円 (6,217円)

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成20年9月30日 至 平成21年3月27日)

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,870,329,565	260,182,721
投資証券	9,697,312	19,931,250
合 計	8,880,026,877	240,251,471

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首（平成20年3月28日）から計算期間末日までの期間に対応するものであります。

(自 平成21年3月28日 至 平成21年9月28日)

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	12,713,400,517	2,370,357,100
合 計	12,713,400,517	2,370,357,100

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首（平成21年3月28日）

から計算期間末日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 平成20年9月30日 至 平成21年3月27日	自 平成21年3月28日 至 平成21年9月28日
<p>1.取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2.取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託約款上の投資制限を遵守しております。通貨関連では為替変動リスクの低減を図る目的で利用しております。</p> <p>3.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 為替予約取引等に係るリスクは、為替相場の変動リスクであります。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。</p> <p>4.取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1.取引の内容 同左</p> <p>2.取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同左</p> <p>3.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左</p> <p>4.取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成21年3月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 韓国ウォン	4,095,773	-	4,074,074	21,699
	合計	-	-	-	21,699

（平成21年 9月28日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

（1）計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

（2）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成20年9月30日 至 平成21年3月27日）

該当事項はありません。

（自 平成21年3月28日 至 平成21年9月28日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成20年9月30日 至 平成21年3月27日）

該当事項はありません。

（自 平成21年3月28日 至 平成21年9月28日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

各計算期間における元本額の変動

平成21年3月27日現在		平成21年9月28日現在	
期首元本額	20,221,732,033円	期首元本額	20,792,645,417円
期中追加設定元本額	1,806,016,904円	期中追加設定元本額	2,191,187,396円
期中一部解約元本額	1,235,103,520円	期中一部解約元本額	1,905,420,394円
期末元本額	20,792,645,417円	期末元本額	21,078,412,419円
元本の内訳*		元本の内訳*	
アジア製造業ファンド		アジア製造業ファンド	
	16,954,749,139円		17,505,311,379円
アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）		アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）	
	3,837,896,278円		3,573,101,040円

（注）\*当親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

### （3）附属明細表

#### 第1．有価証券明細表

##### 1．株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	MINDRAY MEDICAL INTL LTD-ADR	31,318	32.34	1,012,824.12	
	小計	銘柄数：	1		1,012,824.12	
		組入時価比率：	0.7%		(90,040,064)	
	香港ドル	SINOPHARM GROUP CO-H	285,600	20.00	5,712,000.00	
		CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,502,000	6.65	16,638,300.00	
		CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	771,000	34.45	26,560,950.00	
		CNOOC LTD	3,199,000	10.38	33,205,620.00	
		PETROCHINA CO LTD-H	2,228,000	9.02	20,096,560.00	
		ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	1,832,000	8.63	15,810,160.00	
		ANGANG NEW STEEL CO LTD-H	728,000	15.34	11,167,520.00	
		ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	216,000	55.40	11,966,400.00	
		CHINA METAL RECYCLING	1,447,200	8.25	11,939,400.00	
		CHINA NATIONAL MATERIALS - H	3,005,000	7.10	21,335,500.00	
		JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	968,000	17.60	17,036,800.00	
		NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	1,075,000	9.88	10,621,000.00	
		ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	2,674,000	7.70	20,589,800.00	
		CHINA STATE CONSTRUCTION INT	5,924,400	3.16	18,721,104.00	
		CITIC PACIFIC LIMITED	679,000	21.00	14,259,000.00	
		SHANDONG MOLONG PETROLEUM-H	13,919,000	0.84	11,691,960.00	
		TIANJIN DEVELOPMENT HLDGS LT	2,696,000	4.39	11,835,440.00	
		DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	824,000	8.14	6,707,360.00	
		GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	804,000	6.98	5,611,920.00	

	XINYI GLASS HOLDING CO LTD	2,028,000	5.32	10,788,960.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	2,396,500	6.64	15,912,760.00
	CHINA FOODS LTD	2,118,000	5.42	11,479,560.00
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	879,000	20.00	17,580,000.00
	GUANGZHOU PHARMACEUTICAL-H	1,296,000	3.84	4,976,640.00
	DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	1,537,000	6.98	10,728,260.00
	LENOVO GROUP LTD	1,642,000	3.44	5,648,480.00
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	328,800	52.70	17,327,760.00
小計	銘柄数：	27		385,949,214.00 (4,426,837,484)
	組入時価比率：	33.8%		34.9%
シンガ ポールド ル	STRAITS ASIA RESOURCES LTD	499,000	2.20	1,097,800.00
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	585,000	3.74	2,187,900.00
	OLAM INTERNATIONAL LTD	878,000	2.46	2,159,880.00
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	879,000	6.75	5,933,250.00
小計	銘柄数：	4		11,378,830.00 (713,338,852)
	組入時価比率：	5.4%		5.6%
マレーシ アリン ギット	GENTING BERHAD	768,500	7.16	5,502,460.00
小計	銘柄数：	1		5,502,460.00 (140,918,000)
	組入時価比率：	1.1%		1.1%
タイバー ツ	PTT EXPLORATION & PROD-FOR	510,000	146.50	74,715,000.00
小計	銘柄数：	1		74,715,000.00 (197,247,600)
	組入時価比率：	1.5%		1.6%
インドネ シアルピ ア	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	639,000	23,800.00	15,208,200,000.00
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	534,000	31,300.00	16,714,200,000.00
	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	410,000	21,100.00	8,651,000,000.00
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	2,553,500	3,625.00	9,256,437,500.00
小計	銘柄数：	4		49,829,837,500.00 (463,417,488)
	組入時価比率：	3.5%		3.6%
韓国ウォ ン	LG CHEM LTD	11,191	253,000.00	2,831,323,000.00
	POSCO	12,504	490,500.00	6,133,212,000.00

	DOOSAN INFRACORE CO LTD	105,740	19,000.00	2,009,060,000.00
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	9,522	93,000.00	885,546,000.00
	HYUNDAI ENGINEERING&CONSTR	30,308	63,500.00	1,924,558,000.00
	LG INTERNATIONAL CORP	58,160	31,900.00	1,855,304,000.00
	HYUNDAI MOBIS	7,936	183,000.00	1,452,288,000.00
	HYUNDAI MOTOR CO	32,596	115,500.00	3,764,838,000.00
	LG ELECTRONICS INC	20,182	129,500.00	2,613,569,000.00
	WOONGJIN COWAY CO LTD	53,280	36,850.00	1,963,368,000.00
	KT&G CORP	27,347	68,300.00	1,867,800,100.00
	HANMI PHARM CO LTD	15,584	114,500.00	1,784,368,000.00
	LG INNOTEK CO LTD	13,000	144,500.00	1,878,500,000.00
	HYNIX SEMICONDUCTOR INC	299,400	18,950.00	5,673,630,000.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	15,857	795,000.00	12,606,315,000.00
小計	銘柄数：	15		49,243,679,100.00 (3,688,351,564)
	組入時価比率：	28.1%		29.0%
新台湾ド ル	FORMOSA EPITAXY INC	1,705,000	45.00	76,725,000.00
	ASIA CEMENT CORP	2,550,000	34.75	88,612,500.00
	CHINA STEEL CORP	770,000	29.90	23,023,000.00
	NEW-ASIA CEMENT CORP	76,500	34.75	2,658,375.00
	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	458,000	109.00	49,922,000.00
	FAR EASTERN TEXTILE	3,663,000	36.50	133,699,500.00
	NEW-FAR EASTERN TEXTILE	73,260	36.50	2,673,990.00
	ACER INC	969,000	79.40	76,938,600.00
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	904,527	124.00	112,161,348.00
	INNOLUX DISPLAY CORPORATION	34,440	40.35	1,389,654.00
	LARGAN PRECISION CO LTD	134,760	421.00	56,733,960.00
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	1,251,000	66.50	83,191,500.00
	WISTRON CORP	361,626	61.70	22,312,324.20
	MEDIATEK INC	206,504	509.00	105,110,536.00
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	725,050	94.50	68,517,225.00
	SILICONWARE PRECISION INDS	2,557,000	44.90	114,809,300.00
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	4,865,000	15.20	73,948,000.00
小計	銘柄数：	17		1,092,426,812.20 (2,993,249,465)
	組入時価比率：	22.8%		23.5%
合計				12,713,400,517 (12,713,400,517)

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
香港ドル	株式 27銘柄	33.8%	34.9%
新台湾ドル	株式 17銘柄	22.8%	23.5%
韓国ウォン	株式 15銘柄	28.1%	29.0%
マレーシアリングット	株式 1銘柄	1.1%	1.1%
シンガポールドル	株式 4銘柄	5.4%	5.6%
インドネシアルピア	株式 4銘柄	3.5%	3.6%
タイバーツ	株式 1銘柄	1.5%	1.6%
米ドル	株式 1銘柄	0.7%	0.7%

2. 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

- 第2. 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

- 第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成21年11月30日現在

資産総額	2,273,574,186 円
負債総額	9,891,289 円
純資産総額（ - ）	2,263,682,897 円
発行済口数	3,823,543,451 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.5920 円

&lt;ご参考&gt;「アジア製造業マザーファンド」

平成21年11月30日現在

資産総額	12,840,394,089 円
負債総額	78,854,684 円
純資産総額（ - ）	12,761,539,405 円
発行済口数	20,786,851,443 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6139 円

## 第5【設定及び解約の実績】

（単位：口）

期間	設定数量	解約数量	発行済数量
第1 特定期間 平成19年9月 3日から 平成20年3月27日まで	6,477,275,620	877,146,252	5,600,129,368
第2 特定期間 平成20年3月28日から 平成20年9月29日まで	136,017,124	1,446,132,320	4,290,014,172
第3 特定期間 平成20年9月30日から 平成21年3月27日まで	10,229,139	380,100,775	3,920,142,536
第4 特定期間 平成21年3月28日から 平成21年9月28日まで	194,397,051	437,196,621	3,677,342,966

（注1）第1 特定期間の設定数量（口）には、当初設定口数を含みます。

（注2）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

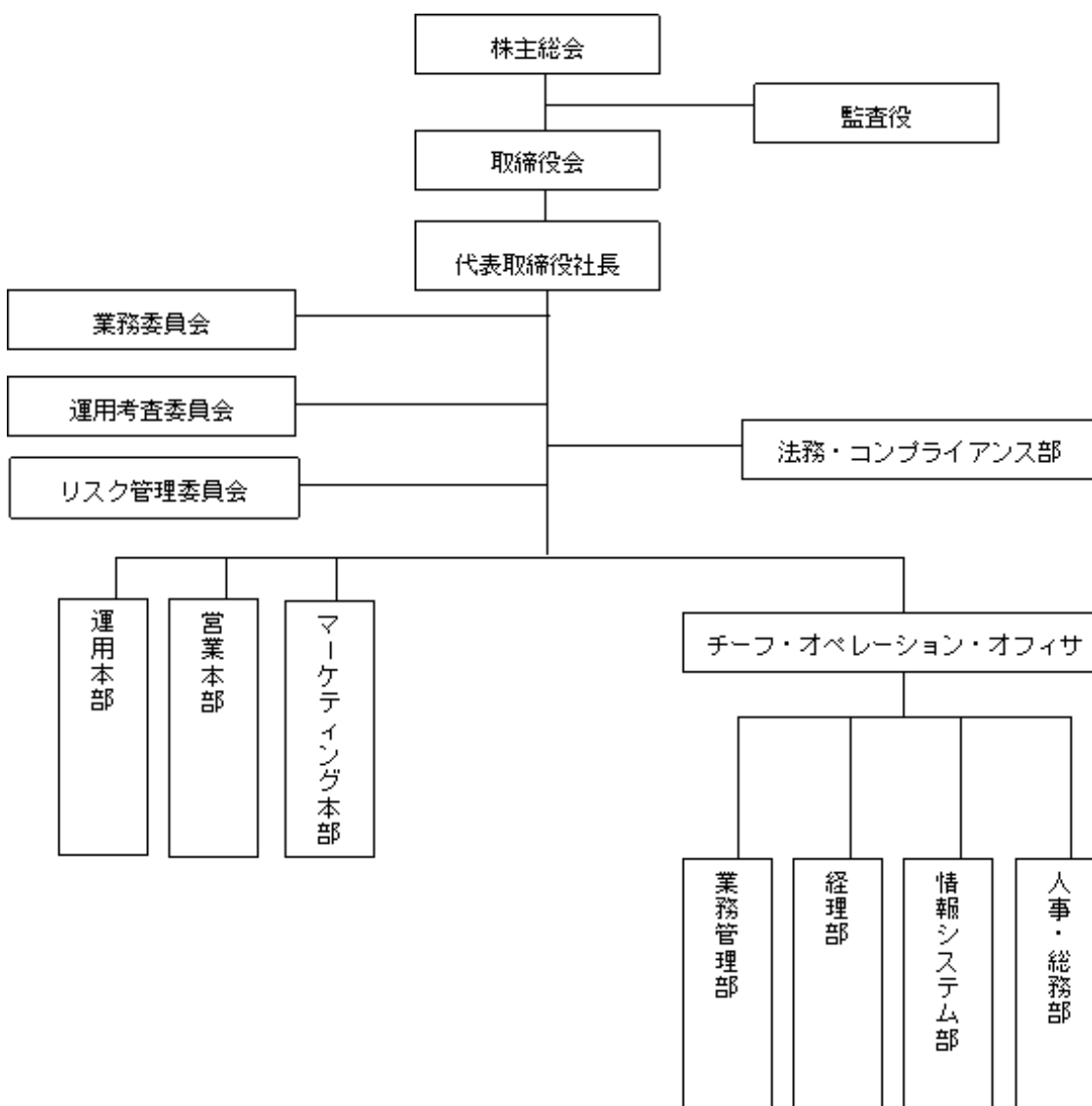
#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

平成21年9月末現在	資本金	2億5,000万円
	発行株式総数	1万2,000株
	発行済株式総数	5,000株

直近5ヵ年の資本金の変動はありません。

##### (2)委託会社の機構



（平成21年11月30日現在）

経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、社長1名を選任するものとし、また必要に応じて会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。当社の代表取締役は社長とし、取締役会は社長の他にその決議によって、他の取締役の中から社長を選定することができます。

取締役会は、社長がこれを招集します。社長がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役にこれを発するものとし、ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとし、取締役会の議事の内容は欠席取締役および欠席監査役に送付します。

## 運用体制

当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港拠点であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに委託します。

委託会社はベアリング・アセット・マネジメント・グループ全体で運用を行うグローバルな運用体制を敷いています。ロンドン、ボストン、香港、東京の4ヶ所の主要運用拠点に、ファンド・マネジャー、アナリスト、トレーダーといった総勢100名程度の運用プロフェッショナルを配置しています。

運用モニタリングに関しては、委託会社の業務管理部(5名程度)において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部(2名程度)において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に行われる運用審査委員会およびリスク管理委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

## <ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織>



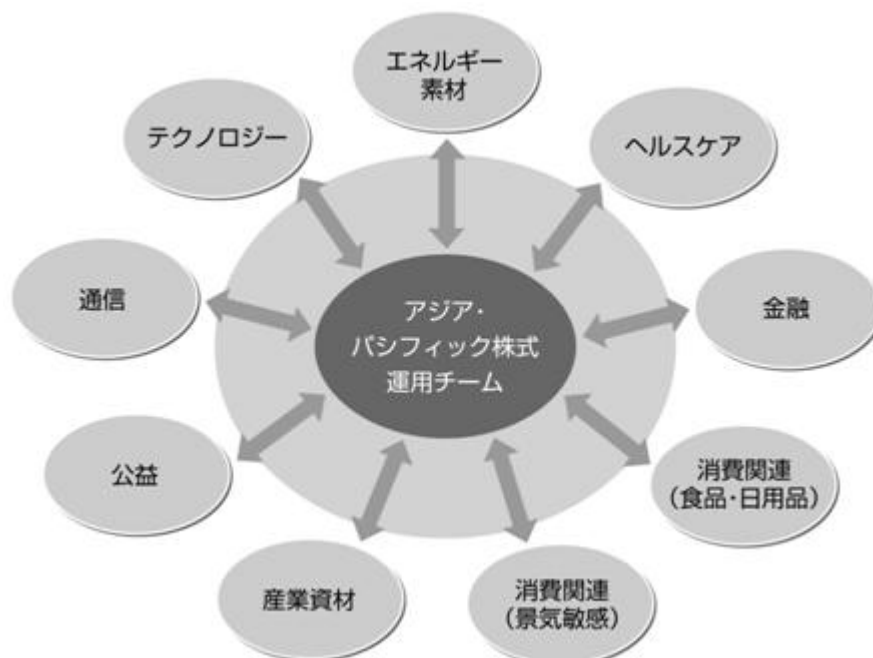
また、各地域別株式運用チームのメンバーは産業ごとに9つに分かれたグローバル・セクター・チームを結成しており、各産業の動向をグローバルに調査・分析しています。

#### ・香港を拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用

平均運用経験12年の運用実績を有する8名のファンド・マネジャーおよび4名のアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。

#### ・ベアリング・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制

製造業に属するアジアの企業は輸出型が多く、海外市場での売上動向や競合相手の分析が不可欠です。香港のほか、ロンドン、ボストン、東京の調査・運用力を結集したグローバル・セクター・チームは、グローバルな視点から同業種内の企業の比較・分析を横断的に実施しています。



平成21年11月30日現在

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月30日現在、委託会社は、合計で16本（純資産総額2,392億円）のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	16本	239,264,120,485円
合計	16本	239,264,120,485円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成20年3月31日）		当事業年度 （平成21年3月31日）	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び預金		256,716		243,708
前払費用		8,370		11,604
未収委託者報酬		418,939		304,935
未収運用受託報酬		213,426		128,707
未収投資助言報酬	*1	147,627	*1	37,462
未収収益	*1	37,906	*1	24,187
未収還付法人税等		-		42,337
繰延税金資産		16,702		9,621
その他		432		31
流動資産計		1,100,122		802,597
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
器具備品	*2	55,163	*2	55,629
有形固定資産合計		55,163		55,629
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		1,850		1,850
ソフトウェア		-		627
無形固定資産合計		1,850		2,478

投資その他の資産		
長期差入保証金	51,801	65,528
長期前払費用	110	90
預託金	1,500	1,500
繰延税金資産	85,606	84,527
投資その他の資産合計	139,018	151,645
固定資産合計	196,032	209,754
資産合計	1,296,154	1,012,351

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	51,823	28,933
未払手数料	334,828	*1 232,660
未払委託調査費	*1 54,761	*1 40,908
その他未払金	80,960	53,453
リース債務	-	737
未払費用	9,258	6,344
賞与引当金	43,433	34,042
未払法人税等	111,832	-
未払消費税等	20,664	6,721
流動負債合計	707,563	403,801
固定負債		
リース債務	-	2,764
退職給付引当金	83,218	68,146
役員退職慰労引当金	127,168	148,688
固定負債計	210,387	219,598
負債合計	917,950	623,399
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	*3 250,000	*3 250,000
利益剰余金		
利益準備金	3,587	3,587

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	124,616	135,363
利益剰余金合計	128,204	138,951
株主資本合計	378,204	388,951
純資産合計	378,204	388,951
負債・純資産合計	1,296,154	1,012,351

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 平成19年 4月 1日	至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月 1日	至 平成21年 3月31日
営業収益				
委託者報酬		1,964,909		1,694,757
運用受託報酬	*2	521,396	*2	482,655
投資助言報酬	*2	453,723	*2	186,872
その他営業収益		113,023		103,494
営業収益合計		3,053,052		2,467,781
営業費用				
支払手数料		1,430,907	*2	1,231,887
広告宣伝費		20,146		14,401
公告費		217		2,169
調査費	*2	56,876	*2	58,175
委託調査費		196,695		180,265
委託計算費		144,316		119,588
通信費		6,545		8,995
印刷費		18,104		26,033
協会費		1,562		2,084
営業費用合計		1,875,373		1,643,603
一般管理費				
役員報酬	*1	74,215	*1	95,883
給料・手当		273,692		284,810
賞与		156,684		91,745
交際費		7,026		4,889
旅費交通費		23,269		22,226

福利厚生費	52,693	46,498
人材募集費	33,545	14,309
業務関連委託費用	51,449	38,647
器具備品費	3,335	3,537
租税公課	5,193	3,679
不動産賃借料	68,290	79,659
固定資産減価償却費	11,639	11,166
退職給付費用	19,906	12,274
役員退職慰労引当金繰入額	13,695	21,519
諸経費	59,105	43,762
一般管理費合計	853,742	774,610
営業利益	323,936	49,567
営業外収益		
為替差益	1,470	4,558
受取利息	525	434
投資有価証券売却益	36	-
その他	323	444
営業外収益合計	2,356	5,438
営業外費用		
支払利息	186	70
営業外費用合計	186	70
経常利益	326,106	54,934
特別損失		
特別退職金支出額	11,352	15,252
固定資産除却損	*3 110	*3 438
特別損失合計	11,463	15,691
税引前当期純利益	314,643	39,243
法人税,住民税及び事業税	126,730	20,335
法人税等追徴税額	53,683	-
法人税等調整額	39,486	8,160
法人税等合計	219,900	28,495
当期純利益	94,743	10,747

## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

前事業年度

当事業年度

	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	250,000	250,000
当期末残高	250,000	250,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	3,587	3,587
当期末残高	3,587	3,587
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	29,873	124,616
当期変動額		
当期純利益	94,743	10,747
当期変動額合計	94,743	10,747
当期末残高	124,616	135,363
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	33,461	128,204
当期変動額		
当期純利益	94,743	10,747
当期変動額合計	94,743	10,747
当期末残高	128,204	138,951
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	283,461	378,204
当期変動額		
当期純利益	94,743	10,747
当期変動額合計	94,743	10,747
当期末残高	378,204	388,951
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	6	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	6	-
当期変動額合計	6	-
当期末残高	-	-
<b>評価・換算差額合計</b>		

前期末残高	6	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	6	-
当期変動額合計	6	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	283,467	378,204
当期変動額		
当期純利益	94,743	10,747
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	-
当期変動額合計	94,736	10,747
当期末残高	378,204	388,951

## 重要な会計方針

期別	前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
項目		
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部資本直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定）を採用しております。</p>	

<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3年～15年</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 1. 平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定額法によっております。 2. 平成19年4月1日以降に取得したものの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3年～15年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
------------------------	--	---

3. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務の 見込額に基づき、当期末において発生 していると認められる額を計上して おります。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便 法により計算しております。</p> <p>(2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるた め、規定に基づく期末要支給額を計上 しております。</p> <p>(3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備え るため、支給見込額に基づき当期に帰 属する額を計上しております。</p>	<p>(1)退職給付引当金 同左</p> <p>(2)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(3)賞与引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方 法	リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナン ス・リース取引については、通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっております。	_____
5. その他財務諸表作成 のための基本とな る重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式に よっております。	消費税等の会計処理方法 同左

## 会計方針の変更

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
_____	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引につ いては、従来、賃貸借取引に係る方法に準 じた会計処理によっておりましたが、当事業 年度より、「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企 業審議会第一部会)、平成19年3月30日改 正))及び「リース取引に関する会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 (平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改 正))を適用し通常の売買取引に係る方法 に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に契約を行 ったリース取引及び個々のリース資産で重 要性が乏しいと認められるものにつきましては、 引き続き通常の賃貸借処理に準じた方法 によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響額は軽微で す。</p>

## 会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度</p> <p style="text-align: center;">自 平成19年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">至 平成20年 3 月31日</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度</p> <p style="text-align: center;">自 平成20年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">至 平成21年 3 月31日</p>
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等並びに自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、283,467千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<hr/>

## 表示方法の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度</p> <p style="text-align: center;">自 平成19年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">至 平成20年 3 月31日</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度</p> <p style="text-align: center;">自 平成20年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">至 平成21年 3 月31日</p>

<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（貸借対照表）</p> <p>前期において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当期においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前期における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ241,618千円、13,680千円であります。</p> <p>（損益計算書）</p> <p>前期において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当期においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前期における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ686,766千円、104,421千円であります。</p> <p>なお、当該変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、中間会計期間は従来の方法によっております。</p> <p>これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>	
---	--

## （追加情報）

<p>前事業年度</p> <p>自 平成19年 4月 1日</p> <p>至 平成20年 3月31日</p>	<p>当事業年度</p> <p>自 平成20年 4月 1日</p> <p>至 平成21年 3月31日</p>
<hr/>	<p>当社は、平成20年12月1日に日本株式に係る運用拠点をロンドンのベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドに移管することを決定しました。移管は平成21年6月に完了する予定であり、現日本株式運用担当責任者は移管完了までの期間引き続き日本株式運用の任に当たります。その後は、ロンドンにおけるグローバル株式チームの責任者管轄の下、新たに同チーム内に日本株式運用チームが結成され運用にあたる予定です。</p> <p>また、拠点移管に関連して発生する追加コストのうち、期末時点で合理的に見積ることができるものは退職給付引当金等に計上しております。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。
未収投資助言報酬 45,407千円	未収投資助言報酬 33,523千円
未収収益 26,954千円	未収収益 14,604千円
未払委託調査費 54,761千円	未払手数料 73,796千円
	未払委託調査費 40,908千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。
器具備品 109,518千円	器具備品 114,338千円
*3 授権株式数 12,000株	*3 同左
議決権の総数 5,000個	

## (損益計算書関係)

前事業年度 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	当事業年度 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
*1 役員報酬の限度額は、以下の通りであります。	*1 役員報酬の限度額は、以下の通りであります。
取締役 年額500,000千円	同左
監査役 年額50,000千円	
*2 関係会社との取引に係るものは、以下の通りであります。	*2 関係会社との取引に係るものは、以下の通りであります。
投資助言報酬 245,079千円	投資助言報酬 169,940千円
その他営業収益 64,339千円	その他営業収益 63,026千円
調査費 196,695千円	支払手数料 342,411千円
	調査費 180,265千円
*3 固定資産除却損の内訳は、以下の通りであります。	*3 固定資産除却損の内訳は、以下の通りであります。
器具備品 110千円	器具備品 438千円

## (株式資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

当事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

## (リース取引関係)

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
リース契約の重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  重要性が乏しいため、記載を省略しております。
	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機 (2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料（解約不能のもの） 1年以内                    65,528千円 1年超                      70,989 合計                          136,517千円

## (有価証券関係)

## 前事業年度（平成20年3月31日現在）

## 1. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
1,036	36	-

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	1,000	1,010	10

## 当事業年度（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

## (デリバティブ関係)

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
該当事項はありません。	同左

## (ストックオプション関係)

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>83,218千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>83,218千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>19,906千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	退職給付債務	83,218千円	退職給付引当金	83,218千円	退職給付費用	19,906千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>68,146千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>68,146千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>12,274千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	退職給付債務	68,146千円	退職給付引当金	68,146千円	退職給付費用	12,274千円
退職給付債務	83,218千円												
退職給付引当金	83,218千円												
退職給付費用	19,906千円												
退職給付債務	68,146千円												
退職給付引当金	68,146千円												
退職給付費用	12,274千円												

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年 3月31日現在)	当事業年度 (平成21年 3月31日現在)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳</p> <p>流動の部 (繰延税金資産) 一括償却資産償却損金算入限度超過</p> <p style="text-align: right;">837千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳</p> <p>流動の部 (繰延税金資産) 一括償却資産償却損金算入限度超過</p> <p style="text-align: right;">969千円</p>

未払事業税	4,867	未払費用否認	2,581
未払費用否認	3,767	賞与引当金	<u>13,851</u>
賞与引当金	<u>17,673</u>	繰延税金資産計	17,402千円
繰延税金資産計	27,145千円	評価性引当額	<u>5,060</u>
評価性引当額	<u>10,443</u>	繰延税金資産合計	12,342千円
繰延税金資産合計	<u>16,702</u> 千円	(繰延税金負債)	
繰延税金資産の純額	16,702千円	未収還付事業税	<u>2,720</u> 千円
固定の部		繰延税金負債合計	<u>2,720</u> 千円
(繰延税金資産)		繰延税金資産の純額	9,621千円
退職給付引当金	33,861千円	固定の部	
役員退職慰労引当金	<u>51,744</u>	(繰延税金資産)	
繰延税金資産計	85,606千円	退職給付引当金	27,728千円
評価性引当額	—	役員退職慰労引当金	<u>60,501</u>
繰延税金資産合計	85,606千円	繰延税金資産計	88,229千円
		評価性引当額	<u>3,702</u>
		繰延税金資産合計	<u>84,527</u> 千円
		繰延税金資産の純額	84,527千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率		法定実効税率	
(調整)	40.69%	(調整)	40.69%
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.26	交際費等永久に損金に算入されない項目	36.26
評価性引当繰入	1.98	評価性引当戻入	1.74
その他	<u>1.10</u>	その他	<u>2.60</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>52.83%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>72.61%</u>

## (持分法損益等)

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
該当事項はありません。	同左

## (企業結合等関係)

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日

該当事項はありません。	同左
-------------	----

## (関連当事者との取引)

前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の被 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任 等	事業上の関係				
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	79,999 千英ポンド*	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼任1名	投資助言契約	*1投資助言	245,079	未収投資 助言報酬	45,407
									196,695	未払委託 調査費	54,761
							兼業契約	*2情報提供・ コンサルタント 業務及び委 託業務	64,339	未収収益	26,954

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の被 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任 等	事業上の関係				
親会社の子 会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	13,000 千香港ドル	投資運用業	なし	なし	投資助言契約	*1投資助言	205,078	未収投資 助言報酬	101,387
									447,477	未払手数 料	115,374
							兼業契約	*2情報提供・ コンサルタント 業務及び委 託業務	48,684	未収収益	10,951
		事務代行契約の 締結	*3事務代行手 数料の支払	11,246	その他未 払金	2,398					
親会社の子 会社	Baring Asset Management, Inc.	米国 ボストン	12,000 千米ドル	投資運用業	なし	なし	投資助言契約	*1投資助言	3,565	未収投資 助言報酬	832
親会社の子 会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド*	サービス 会社	なし	なし	役務の受け入れ	*4システムサ ポートの支 払	25,012	未払金	5,130

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\* (1) 当該会社との投資助言契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受け取り及び支払いを行っております。

\* (2) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。

\* (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間を基礎として決定しています。

\* (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

## 当事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## （1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド*	投資運用業	(被所有) 間接100%	投資助言契約、役員の兼任	*1投資助言	169,940	未収投資助言報酬	33,523	
							兼業契約、役員の兼任	*2情報提供・コンサルティング業務及び委託業務	63,026	未収収益	14,604
							運用委託契約、役員の兼任	*3運用委託	342,411	未払手数料	73,796
							180,265	未払委託調査費	40,908		

## （2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	13,000 千香港ドル	投資運用業	なし	投資助言契約	*1投資助言	15,026	未収投資助言報酬	3,308	
							兼業契約	*2情報提供・コンサルティング業務及び委託業務	40,468	未収収益	9,583
							運用委託契約	*3運用委託	46,999	未払手数料	7,533
							事務代行契約の締結	*4事務代行手数料の支払	14,061	その他未払金	3,827
親会社の子会社	Baring Asset Management, Inc.	米国 ボストン	12,002 千米ドル	投資運用業	なし	投資助言契約	*1投資助言	1,905	未収投資助言報酬	630	
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド*	サービス会社	なし	役務の受け入れ	*5システムサポートの支払	18,307	その他未払金	3,655	

## （注）

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \* (1) 当該会社との投資助言契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を受け取っております。
  - \* (2) 情報提供・コンサルティング業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
  - \* (3) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
  - \* (4) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消費時間を基礎として決定しています。
  - \* (5) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消費時間等を基礎として決定しています。

## 3. 親会社情報

Baring Asset Management Ltd.（非上場）

（一株当たり情報）

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
一株当たり純資産額	75,640円81銭	一株当たり純資産額	77,790円32銭
一株当たり当期純利益	18,948円61銭	一株当たり当期純利益	2,149円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため、記述しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため、記述しておりません。	

（注）一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
当期純利益（千円）	94,743	10,747
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	94,743	10,747
期中平均株式数（千株）	5	5

（重要な後発事象）

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	同左

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項（平成21年11月末現在）

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項（平成21年11月末現在）

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

##### 1. 名称

野村信託銀行株式会社

##### 2. 資本金の額

平成21年9月末現在、30,000百万円

##### 3. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
株式会社関東つくば銀行	31,368百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	23,485百万円	
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい山丸証券株式会社	1,558百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
フィデリティ証券株式会社	4,507百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
楽天証券株式会社	1,000百万円	

平成21年9月末現在。 については平成21年3月末現在。フィデリティ証券株式会社は平成21年10月28日現在。

#### (3) 投資顧問会社

##### 1. 名称

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（当ファンドが主として投資するマザーファンドに関する投資顧問会社）

##### 2. 資本金の額

平成21年9月末現在、13,000,000香港ドル：151,320,000円（円換算レートは1香港ドル=11.64円：平成21年9月30日三菱東京UFJ銀行公表のTTM）

##### 3. 事業の内容

投資顧問業

## 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

## (3) 投資顧問会社

当ファンドが主として投資するマザーファンドに関して、委託会社より運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用指図（アジア（日本を除く）株式の運用）を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## (3) 投資顧問会社

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドは、委託会社の親会社であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッドの子会社です。

**第3【参考情報】**

当ファンドについては、当特定計算期間において、以下の書類が提出されております。

提出日	書類名
平成21年4月3日	臨時報告書
平成21年6月9日	有価証券報告書
平成21年6月9日	訂正有価証券届出書
平成21年6月9日	有価証券届出書
平成21年7月6日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月25日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員

公認会計士 安藤 通 教

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)」の平成20年9月30日から平成21年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)」の平成21年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

ペアリング投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員

公認会計士 安藤 通教

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているペアリング投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペアリング投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月30日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員

公認会計士 安藤 通 教

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)」の平成21年3月28日から平成21年9月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)」の平成21年9月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月11日

ペアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員

公認会計士 安 藤 通 教

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているペアリング投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペアリング投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。